

国年改正② ★★★

老齢給付等の受給資格期間の短縮

法 26 条，厚生年金保険法 42 条ほか関係

平成 29 年 8 月 1 日施行

概要

1. 老齢基礎年金及び厚生年金保険法による老齢厚生年金の支給要件のうちの受給資格期間が 25 年から「10 年」に短縮された。
 2. 受給資格期間の要件の 10 年への短縮に伴い，旧共済組合員期間を有する者に係る老齢年金の支給要件の見直しが行われた。
 3. 寡婦年金の支給要件のうち，死亡した夫に係る受給資格期間の要件が 25 年から「10 年」に短縮された。
 4. 老齢給付の受給資格期間の短縮に伴い，遺族基礎年金及び厚生年金保険法による遺族厚生年金の支給要件が整備された。
 5. 老齢基礎年金の受給資格期間の短縮に伴い，任意脱退の制度が廃止された。
- (以上，平成 29 年 8 月 1 日施行)

解説

1. 老齢給付等の受給資格期間の短縮

- (1) 老齢基礎年金の支給要件のうちの受給資格期間 (25 年) について，納付した保険料を極力それに応じた年金給付に結びつける観点から，平成 29 年 8 月 1 日 (施行日) より，10 年に短縮された。なお，この受給資格期間の短縮措置は，老齢基礎年金のほか，寡婦年金，旧陸軍共済組合等の組合員に対する老齢年金の支給要件等に適用されるが，遺族基礎年金の支給要件には適用されない。

また，当該改正は，厚生年金保険法においても実施され，老齢厚生年金，特別支給の老齢厚生年金等の支給要件に適用される。ただし，遺族厚生年金，特例遺族年金の支給要件には，適用されない。(法 26 条，厚生年金保険法 42 条ほか)

〈受給資格期間等の 10 年への短縮〉

| | 短縮された主なもの | 短縮されないもの |
|---------|--|---------------|
| 国民年金法 | 老齢基礎年金，旧共済組合員期間を有する者に係る老齢年金，寡婦年金，脱退一時金 | 遺族基礎年金 |
| 厚生年金保険法 | 老齢厚生年金，特別支給の老齢厚生年金，脱退一時金 | 遺族厚生年金，特例遺族年金 |

法改正ゼミ

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>法第 26 条（支給要件） 老齢基礎年金は、保険料納付済期間又は保険料免除期間（第 90 条の 3 第 1 項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）を有する者が 65 歳に達したときに、その者に支給する。ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 25 年に満たないときは、この限りでない。</p> <p>厚生年金保険法第 42 条（受給権者） 老齢厚生年金は、被保険者期間を有する者が、次の各号のいずれにも該当するに至ったときに、その者に支給する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 65 歳以上であること。 2 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 25 年以上であること。 | <p>法第 26 条（支給要件） 老齢基礎年金は、保険料納付済期間又は保険料免除期間（第 90 条の 3 第 1 項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）を有する者が 65 歳に達したときに、その者に支給する。ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 10 年に満たないときは、この限りでない。</p> <p>厚生年金保険法第 42 条（受給権者） 老齢厚生年金は、被保険者期間を有する者が、次の各号のいずれにも該当するに至ったときに、その者に支給する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 65 歳以上であること。 2 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 10 年以上であること。 |

(2) 受給資格期間の短縮に伴う経過措置の主なものは、次のとおりである。

- ① 受給資格期間の短縮が実施された平成 29 年 8 月 1 日（「施行日」）の前日において、老齢退職年金給付のいずれの年金の受給権も有していない者であって、施行日において受給資格期間の短縮により老齢基礎年金の支給要件のすべてを満たすこととなった者に対しては、施行日から老齢基礎年金を支給する（老齢厚生年金についても同様に適用される。次の②、③において同じ。）。
- ② 受給資格期間の短縮により、施行日に新たに老齢基礎年金の受給権を取得した者については、平成 29 年 9 月分の年金から支給が行われ、初回の支払期月は、原則として平成 29 年 10 月となる。
- ③ 受給資格期間の 10 年への短縮措置により施行日に老齢基礎年金の受給権を取得した者については、所定の要件を満たす限り、施行日から 1 年を経過する平成 30 年 8 月 1 日以降に支給繰下げの申出をすることができる。
- ④ 受給資格期間の 10 年への短縮措置により、施行日に老齢基礎年金の受給権を取得した者が、振替加算の加算要件を満たしているときは、当該老齢基礎年金の額に振替加算が行われる。
- ⑤ 特例による任意加入被保険者について、施行日において受給資格期間が 10 年以上である場合には、その翌日（8 月 2 日）に、その資格を喪失する。このため、保険料の納付は、平成 29 年 7 月分までとなる。なお、資格喪失の処理は、職権で行われるため、被保険者資格喪失申出書の提出は不要である。厚生年金保険法による高齢任意加入被保険者についても、同様の経過措置が適用される。

2. 旧共済組合員期間を有する者に係る老齢年金の支給要件の見直し

①第 1 号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間は 1 年以上あるが、②老齢基礎年金の受給資格期間（25 年以上）を満たしていない者が、③旧陸軍共済組合等の組合員であった期間を合算すると 25 年以上の要件に該当する場合は、その者が 65 歳に達したときに「老齢年金」を支給することとされていたが、老齢基礎年金の受給資格期間が短縮されたことに伴い、②の「25 年以上」と③の「25 年以上」の要件は、いずれも「10 年以上」に短縮された。

なお、老齢基礎年金の受給資格期間が「10 年以上」に短縮されたことにより、①の第 1 号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間を 1 年以上有する者が、老齢基礎年金の受給資格期間（10 年以上）を満たしている場合は、③の要件を満たしていても、その者に「老齢年金」は支給されず、「老齢基礎年金」が支給されることになる。（法附則 9 条の 3 第 1 項）

改正条項

法附則第 9 条の 3（旧陸軍共済組合等の組合員であった期間を有する者に対する老齢年金の支給）

① 第 1 号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間、保険料免除期間及び旧陸軍共済組合令に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であった期間であって政令で定める期間を合算した期間が 10 年以上である者が 65 歳に達したときは、その者に老齢年金を支給する。ただし、当該保険料納付済期間と当該保険料免除期間とを合算した期間が 1 年以上であり、かつ、第 26 条ただし書に該当する場合に限る。

以下省略

法改正ゼミ

3. 寡婦年金の支給要件の見直し

寡婦年金は、死亡した夫の国民年金の保険料納付済期間等に応じて、夫が受けるはずであった老齢基礎年金の額の 4 分の 3 に相当する額を寡婦に支給するものである。その支給については、遺族基礎年金や障害基礎年金と異なり、死亡日の前日における被保険者期間に占める保険料納付済期間及び保険料免除期間の割合（保険料納付要件＝ 3 分の 2 以上）ではなく、保険料等の納付実績を支給要件にしており、老齢基礎年金に近い性質を持つため、平成 29 年 8 月 1 日より、寡婦年金の支給に係る夫の受給資格期間の要件は「10 年」に短縮された。（法 49 条 1 項）

※：改正法の施行日（平成 29 年 8 月 1 日）前に夫が死亡した場合には、改正前の受給資格期間の要件（25 年（短縮措置該当者は 24 年～ 21 年）以上）が適用される。

| 改正条項 |
|---|
| <p>法第 49 条（支給要件）</p> <p>① 寡婦年金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第 1 号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 10 年以上である夫（保険料納付済期間又は第 90 条の 3 第 1 項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間以外の保険料免除期間を有する者に限る。）が死亡した場合において、夫の死亡の当時夫によって生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）が 10 年以上継続した 65 歳未満の妻があるときに、その者に支給する。ただし、その夫が障害基礎年金の受給権者であったことがあるとき、又は老齢基礎年金の支給を受けていたときは、この限りでない。</p> <p>以下省略</p> |

4. 遺族基礎年金等の支給要件の整備

(1) 長期要件による遺族基礎年金、厚生年金保険法による遺族厚生年金及び特例遺族年金の支給については、従来どおり、死亡した者について、「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 25 年以上であること」を満たす必要があるため、関係規定の整備が行われた。（法 37 条、厚生年金保険法 58 条 1 項、厚生年金保険法附則 28 条の 4 第 1 項）

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>法第 37 条（支給要件）</p> <p>遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であった者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の配偶者又は子に支給する。ただし、第 1 号又は第 2 号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被</p> | <p>法第 37 条（支給要件）</p> <p>遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であった者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の配偶者又は子に支給する。ただし、第 1 号又は第 2 号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被</p> |

保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、この限りでない。

1・2 省略

3 老齢基礎年金の受給権者が、死亡したとき。

4 第26条ただし書に該当しないものが、死亡したとき。

厚生年金保険法第58条（受給権者）

① 遺族厚生年金は、被保険者又は被保険者であった者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の遺族に支給する。ただし、第1号又は第2号に該当する場合にあっては、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、この限りでない。

1・2・3 省略

4 老齢厚生年金の受給権者又は第42条第2号に該当する者が、死亡したとき。

② 省略

厚生年金保険法附則第28条の4（旧共済組合員期間を有する者の遺族に対する特例遺族年金の支給）

① 被保険者期間が1年以上であり、かつ、第42条第2号に該当しない者で、被保険者期間と旧共済組合員期間とを合算した期間が20年以上であるものが死亡した場合において、その者の遺族が遺族厚生年金の受給権を取得しないときは、その遺族に特例遺族年金を支給する。

以下省略

保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、この限りでない。

1・2 省略

3 老齢基礎年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。）が、死亡したとき。

4 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者が、死亡したとき。

厚生年金保険法第58条（受給権者）

① 遺族厚生年金は、被保険者又は被保険者であった者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の遺族に支給する。ただし、第1号又は第2号に該当する場合にあっては、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、この限りでない。

1・2・3 省略

4 老齢厚生年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。）又は保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者が、死亡したとき。

② 省略

厚生年金保険法附則第28条の4（旧共済組合員期間を有する者の遺族に対する特例遺族年金の支給）

① 被保険者期間が1年以上であり、かつ、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない者で、被保険者期間と旧共済組合員期間とを合算した期間が20年以上であるものが死亡した場合において、その者の遺族が遺族厚生年金の受給権を取得しないときは、その遺族に特例遺族年金を支給する。

以下省略

コメント◆

厚生年金保険法において、短期要件による遺族厚生年金等の支給に当たっては、保険料納付要件（死亡日の前日において死亡日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が3分の2以上であること）を満たすことが必要であるが、長期要件による遺族厚生年金等の支給要件について保険料納付済期間等を10年以上有することと規定してしまうと、短期要件の支給に係る保険料納付要件が形骸化してしまうため、遺族厚生年金等の支給要件については、受給資格期間の短縮は行っていない。

- (2) 前記(1)の「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上であること」の要件については、「保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間とを合算した期間が25年以上」である者についても支給要件を満たしたものとみなされる。また、当該支給要件については、経過措置として、次の①～③の期間短縮措置が講じられている。(法附則9条1項、法附則(60)12条1項、厚生年金保険法附則14条、法附則(60)57条)

① 昭和5年4月1日以前に生まれた者の特例

死亡した者について、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が、生年月日に応じて定められた次表の期間以上であること。

| 生年月日 | 期間 |
|--------------------|-----|
| 大正15年4月2日～昭和2年4月1日 | 21年 |
| 昭和2年4月2日～昭和3年4月1日 | 22年 |
| 昭和3年4月2日～昭和4年4月1日 | 23年 |
| 昭和4年4月2日～昭和5年4月1日 | 24年 |

② 厚生年金保険等の加入期間の特例

死亡した者について、第1号厚生年金被保険者期間、第2号厚生年金被保険者期間、第3号厚生年金被保険者期間、第4号厚生年金被保険者期間が単独・合算して、生年月日に応じて定められた次表の期間以上であること。

| 生年月日 | 期間 |
|---------------------|-----|
| ～昭和27年4月1日 | 20年 |
| 昭和27年4月2日～昭和28年4月1日 | 21年 |
| 昭和28年4月2日～昭和29年4月1日 | 22年 |
| 昭和29年4月2日～昭和30年4月1日 | 23年 |
| 昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 | 24年 |

③ 厚生年金保険の中高齢者の特例

40歳以後（女子、坑内員、船員は35歳以後）の第1号厚生年金被保険者期間が、次表の期間以上であること。

| 生 年 月 日 | 期 間 |
|-----------------------------------|------|
| ～ 昭和 22 年 4 月 1 日 | 15 年 |
| 昭和 22 年 4 月 2 日 ～ 昭和 23 年 4 月 1 日 | 16 年 |
| 昭和 23 年 4 月 2 日 ～ 昭和 24 年 4 月 1 日 | 17 年 |
| 昭和 24 年 4 月 2 日 ～ 昭和 25 年 4 月 1 日 | 18 年 |
| 昭和 25 年 4 月 2 日 ～ 昭和 26 年 4 月 1 日 | 19 年 |

5. 任意脱退制度の廃止

被保険者でなかった者が第 1 号被保険者となった場合において、その者が 60 歳に達するまで国民年金に加入した場合のその期間と過去の加入期間とを合算した期間が老齢基礎年金等の受給資格期間（25 年）に満たないときなどは、国民年金からの任意脱退を申請することが認められていた。例えば、二国間協定が締結されていない国の者が、一定の年齢以上で日本に入国した場合などがこれに該当していた（なお、過去に保険料を滞納していた期間が多く、その結果、老齢基礎年金の受給資格期間を満たすことができない場合は、任意脱退の申請をすることは認められていなかった。）。

平成 29 年 8 月 1 日からの受給資格期間の短縮により、任意加入すれば老齢基礎年金等の受給資格期間である 10 年を満たすことも可能であり、また、受給資格期間を満たせない場合であっても、帰国時に脱退一時金を請求することもできる。このため、平成 29 年 7 月 31 日をもって任意脱退の制度は廃止された。

なお、任意脱退制度の廃止に伴い、これまで任意脱退制度を利用して年金制度に加入していない者が、平成 29 年 8 月 1 日において国民年金の第 1 号被保険者に該当するときは、平成 29 年 8 月 1 日に、被保険者の資格を取得することとされた。また、廃止前の任意脱退の規定の適用を受けて被保険者とならなかった期間は、合算対象期間に算入される。（旧法 10 条、法附則（平 24）13 条 2 項ほか）

廃 止

法第 10 条（任意脱退）

① 被保険者でなかった者が第 1 号被保険者となった場合又は第 2 号被保険者もしくは第 3 号被保険者が第 1 号被保険者となった場合において、その者の次に掲げる期間を合算した期間が 25 年に満たないときは、その者は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、いつでも、厚生労働大臣の承認を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。

1 被保険者の資格を取得した日又は第 2 号被保険者もしくは第 3 号被保険者が第 1 号被保険者となった日の属する月から 60 歳に達する日の属する月の前月までの期間

2 その者が被保険者期間を有する者である場合におけるその被保険者期間

以下省略